役員報酬規程

社会福祉法人慶友会

社会福祉法人 慶友会

《役員報酬規程》

(目 的)

- 第1条 この規程は、本法人における役員の報酬に関する事項を定めたものである。
 - 2 この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは理事会及び評議員会の決議に従うものとする。

(報酬の決定)

- 第2条 役員に対する報酬は、評議員会の決議により定める。
 - 2 支給額については、別表のとおり定める。

(報酬の変更)

第3条 報酬を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て定める。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、毎月25日とする。

ただし、その日が休日、日曜日、または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日を支給日とする。

(附 則)

- 第5条 この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。
 - 2 この規程は、平成15年1月28日から施行する。

附則

平成17年4月1日 改正 平成22年4月1日 改正 平成29年4月1日 改正 理事長報酬 月額 / 300,000円 年額 / 3,600,000円,

業務内容

- ・施設長等打合せ【社福戦略会議】(週/2回《火・金》)
- ・業務実績評価
- · 予算執行管理(月/3回)
- ・人員・組織体制のマネジメント
- ・諸帳簿、資料などの点検
- ・年度計画の策定
- ・施設内点検
- · 全般指導

年額 / 40,000円, 監事報酬 (監事監査 10,000円×年/4回)

- ※ 理事の報酬については、内閣府令で定められる民間事業者の役員の報酬及び従業員の 給与、当該法人の経理の状況、その他の事情を考慮して不当に高額なものにならない こととすることから、国税庁実施の民間給与実態統計調査における役員平均年収額を 参考とする。
- ※ 参考 国税庁実施 民間給与実態統計調査

(平成25年度)

全国平均(全体451万人) 613万円 (月額 51万円)

(平成26年度)

全国平均(全体462万人) 607万円 (月額 50万円)

(平成27年度)

全国平均(全体439万人) 629万円 (月額 52万円)